

宮津市公報

令和元年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

3 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	1
4 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	12
5 宮津市印鑑条例の一部を改正する条例	13
6 宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	13
7 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例	14
8 宮津市森林環境譲与税基金条例	19
9 宮津市水道事業給水条例及び宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	19
10 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	20

規 則

1 宮津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	22
2 宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	22

告 示

14 宮津市プレミアム付商品券事業実施要綱	23
15 宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱	29
16 宮津市公印(市長印凸版)の電子印の作成	30
17 宮津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要綱	30
18 宮津市公印(市長印)の電子印の作成	31
19 宮津市林業振興センターの利用料金の承認	31
20 宮津会館の利用料金の承認	31
21 宮津市B & G海洋センターの利用料金の承認	35
22 宮津漁師町観光商業センターの利用料金の承認	35
23 宮津運動公園の利用料金の承認	36
24 子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認	37
25 宮津市ネーミングライツ事業実施要綱	38
26 プレミアム付商品券販売収入金の収納の事務委託	41
27 宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱	41
28 宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱	41
29 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任の変更	42

公 告

20 公示送達	43
21 公示送達	43
22 公示送達	43
23 農用地利用集計計画の縦覧	43
24 宮津市人事行政の運営等の状況の公表	43

—— 水道企業 ——

《告示》

- 1 水道使用料金等の徴収の事務委託 48
- 2 水道使用料金の収納事務委託受託者の事業継承届出 48

《規程》

- 1 宮津市指定給水装置工事業者に関する規程の一部を改正する規程 48

—— 議 会 ——

《規則》

- 1 宮津市議会傍聴規則（全部改正） 49

—— 教育委員会 ——

《規則》

- 1 宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則 50

《告示》

- 5 宮津市教育委員会定例会の招集 51
- 6 宮津市教育委員会臨時会の招集 51
- 7 宮津市中央公民館の利用料金の承認 51
- 8 宮津市民体育館の利用料金の承認 53
- 9 みやづ歴史の館の利用料金の承認 54

—— 農業委員会 ——

《告示》

- 5 宮津市農業委員会総会の招集 58
- 6 宮津市農業委員会定例総会の招集 58

条 例

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第3号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(給料等)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に掲げる給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによる。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い、任命権者が決定する。

4 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第4条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。）

第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第5条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第6条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第7条 給与条例第15条第1項及び第3項から第6項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第8条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第9条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第10条 給与条例第18条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第18条第1項の勤務は、第7条の規定により準用する給与条例第15条第1項、第8条の規定により準用する給与条例第16条及び前条の規定により準用する給与条例第17条の勤務は含まれないこととする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 給与条例第20条から第20条の3まで（第20条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第12条 第7条の規定により準用する給与条例第15条、第8条の規定により準用する給与条例第16条及び第9条の規定により準用する給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出にあたっては、給与条例第23条の規定を準用する。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出にあたっては、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第13条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）又は代休日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した者にあつては、当該休日に代わる代休日（以下これらを「祝日法による休日等」という。）である場合、12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）又は代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した者にあつては、当該休日に代わる代休日（以下これらを「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(報酬)

第14条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該報酬の額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。ただし、当該報酬の額が最低賃金法第3条に規定する最低賃金額を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第15条 宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年条例第5号。以下「特殊勤務手当条例」という。)に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第16条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間又は割り振られた1週間の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が週38時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは、「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)」とする。

(休日勤務に係る報酬)

第17条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(宿日直勤務に係る報酬)

第19条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第18条第1項の規定により支給される宿日直手当に相当する額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。

2 前項の規定による勤務は、第16条、第17条及び前条の規定による勤務には含まれないものとする。
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第20条から第20条の3まで(第20条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給

与条例第20条第5項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。

（報酬の支給）

第21条 給与条例第6条及び第7条の規定は、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて、勤務した日の属する月の翌月10日に報酬を支給する。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第22条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第14条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第14条第3項の規定により計算して得た額

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
- (3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（招致外国青年の報酬）

第24条 第14条から前条の規定にかかわらず、語学指導等を行う招致外国青年として任用されるものの報酬は、月額とし、280,000円以上330,000円以下とする。

- 2 前項に規定するもののほか、招致外国青年の報酬の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定

める。

(給与からの控除)

第25条 給与条例第2条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条第1項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用弁償の額については、給与条例第12条の規定の例による。この場合において、同条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号)の例による。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)第2条第1項の規定により月額で報酬を受けていた非常勤の職員で、同日から引き続き同種と認められる職務に従事する会計年度任用職員に係る第3条及び同条を準用する第14条の規定に基づく給料及び報酬の号給については、市長が別に定める。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分	報酬の額
(1) 教育委員会の委員	月額 72,000円
(2) 選挙管理委員会の委員長	同 20,000円
(3) 同委員	同 12,000円
(4) 公平委員会の委員長	年額 105,000円
(5) 同委員	同 60,000円
(6) 識見を有する者から選出された監査委員	月額 120,000円
(7) 議会の議員から選出された監査委員	同 30,000円
(8) 農業委員会の会長	年額 210,000円
(9) 同委員	同 160,000円
(10) 農地利用最適化推進委員	同 160,000円
(11) 固定資産評価審査委員会の委員長	日額 11,000円
(12) 同委員	同 9,000円
(13) 防災会議委員	同 7,500円
(14) 国民保護協議会委員(幹事及び専門委員を含む。)	同 7,500円
(15) 民生委員推薦会の会長	同 9,000円
(16) 同委員	同 7,500円
(17) 国民健康保険運営協議会の会長	同 11,000円
(18) 同委員	同 9,000円

(19) 財産区管理会の会長	年額 90,000円以内
(20) 同委員	同 35,000円以内
(21) 投票所の投票管理者	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、1回につき、当該各号に定める額
(22) 期日前投票所の投票管理者	
(23) 開票管理者	
(24) 選挙長	
(25) 投票所の投票立会人	
(26) 期日前投票所の投票立会人	
(27) 開票立会人	
(28) 選挙立会人	
(29) ふるさと宮津を守り育てる条例審議会の会長	日額 20,000円
(30) 同委員	同 15,000円又は7,500円
(31) 行政不服審査会の会長	同 20,000円
(32) 同委員	同 9,000円
(33) 情報公開・個人情報保護審査会の会長	同 20,000円
(34) 同委員	同 9,000円
(35) 指定管理者選定委員会の会長	同 20,000円
(36) 同委員	同 15,000円又は7,500円
(37) まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長	同 20,000円
(38) 同委員	同 15,000円又は7,500円
(39) 男女共同参画審議会の会長	同 20,000円
(40) 同委員	同 7,500円
(41) 非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員	同 17,200円
(42) 非常勤職員公務災害補償等審査会委員	同 17,200円
(43) いじめ調査委員会の会長	同 20,000円
(44) 同委員	同 7,500円
(45) 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会の会長	同 20,000円
(46) 同委員	同 17,200円又は7,500円
(47) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 7,500円
(48) 同委員	同 5,500円
(49) 介護認定審査会委員	同 17,200円
(50) 子ども・子育て会議の会長	同 20,000円
(51) 同委員	同 7,500円
(52) 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	同 17,200円
(53) 休日応急診療所運営委員会委員	同 5,000円
(54) 市営住宅等入居者選考委員会委員	同 7,500円
(55) 教育支援委員会委員	同 7,500円
(56) いじめ防止対策推進委員会の会長	同 20,000円
(57) 同委員	同 7,500円
(58) 小中一貫教育研究推進協議会の会長	同 20,000円
(59) 同委員	同 7,500円
(60) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、法令又は条例等により設けられた委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円
(61) 同委員	同 7,500円
(62) 産業医	月額 30,000円
(63) 顧問弁護士	同 70,000円
(64) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円及び人

	数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額
(65) 福祉事務所嘱託医	月額 65,000円
(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,000円
(67) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円
(68) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円
(69) 児童指導員	同 6,200円
(70) 介護相談員	同 5,000円
(71) 認知症初期集中支援チーム員	同 10,000円
(72) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円
(73) 休日応急診療所医師	日額 90,000円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円）
(74) 休日応急診療所看護師	同 11,500円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500円）
(75) 小学校嘱託医及び小学校嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（児童1人につき1,010円）及び就学时健診報酬20,000円を加えた額
(76) 小学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（児童1人につき420円）
(77) 小学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき275円）を加えた額
(78) 小学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(79) 中学校嘱託医及び中学校嘱託歯科医	同 基本報酬224,000円に人数割報酬（生徒1人につき1,010円）を加えた額
(80) 中学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（生徒1人につき420円）
(81) 中学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（生徒1人につき275円）を加えた額
(82) 中学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(83) 幼稚園長（小学校長兼務）	月額 7,500円
(84) 幼稚園嘱託医及び幼稚園嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額
(85) 幼稚園嘱託薬剤師	同 157,000円
(86) 地区公民館長	月額 23,000円
(87) 地区公民館主事	同 34,000円
(88) 公民館活動指導員	同 23,000円
(89) スポーツ推進委員の会長	年額 20,000円
(90) 同委員	同 18,000円
(91) 第62号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

（宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。
第1条中「職員（」の次に「法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。」を加える。

第4条第2項中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

第25条を次のように改める。

(臨時的任用職員)

第25条 臨時的任用職員の給料については、当該職員の職責に応じ、常勤の一般職員の給料との権衡を考慮し、行政職給料表の職務の級の6級及び教育職給料表の職務の級の3級における最高号給の給料月額を超えない範囲において、任命権者が定める。

2 臨時的任用職員に対する手当の種類及び支給額は、常勤の一般職員に対する手当の種類及び支給額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

3 前2項に規定するもののほか、前2項に規定する給料及び手当に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別表第5を削る。

(宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。
第2条に次の2号を加える。

(3) 宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成28年条例第6号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員という。以下同じ。)以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月

に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の3第1項中「職員のうち」を「職員（非常勤職員を除く。）のうち」に改める。

第6条中「職員が」を「職員（非常勤職員を除く。）が」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）第13条及び第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第12条第2項又は第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して支給する。

第7条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（部分休業をすることができない職員）

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

（宮津市職員定数条例の一部改正）

6 宮津市職員定数条例（昭和43年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「臨時に雇用されるもの」を「臨時又は非常勤の職員（臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。）」に改める。

（宮津市職員の任用に関する条例の一部改正）

7 宮津市職員の任用に関する条例（昭和30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「第22条第5項」を「第22条の3」に改める。

第2条の見出し中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

8 宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法第28条の5第1項」を「地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

（宮津市職員の分限に関する条例の一部改正）

9 宮津市職員の分限に関する条例（昭和30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「範囲内」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、任命権者が定める任期の範囲内）」を加える。

第9条（見出しを含む。）中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

（宮津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

10 宮津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」の次に「の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）第14条第1項に規定する報酬の額）」を加える。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

第2条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。
(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 12 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時的に任用される職員及び非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員」に改める。

(宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 13 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和52年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「報酬が」を「給与（給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当をいう。以下同じ。）又は報酬が」に、「報酬月額」を「給与月額又は報酬月額」に改める。

(宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 14 宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等の種類及び基準については、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

別表第1（第3条関係）

給料表

職種	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
(1) 定型的・補助的業務		円	円
	1	148,600	148,600
	2	149,700	149,700
	3	150,800	150,800
	4	151,900	151,900
	5	153,000	153,000
	6	154,400	154,400
	7	155,700	155,700
	8	157,000	157,000
	9		158,300
	10		159,800
	11		161,300
	12		162,900
	13		164,200
	14		165,700
	15		167,200
	16		168,700
	17		170,100
18		172,800	

(2) 専門的な知識・資格を要する業務	1	161,300	194,000
	2	162,900	195,800
	3	164,200	197,600
	4	165,700	199,400
	5	167,200	200,900
	6	168,700	202,700
	7	170,100	204,500
	8	172,800	206,300
	9	175,400	207,900
	10	178,000	209,700
	11	180,700	211,500
	12	182,400	213,300

別表第 2 (第 3 条関係)

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
(1) 定型的・補助的業務	1 級	簡易な定型的・補助的な業務を行う職務で規則で定めるもの
	2 級	定型的・補助的な業務を行う職務で規則で定めるもの（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）
(2) 専門的な知識・資格を要する業務	1 級	専門的な知識・資格を要する業務を行う職務で規則で定めるもの
	2 級	高度な知識・資格を要する業務を行う職務で規則で定めるもの

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 4 号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第5項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(宮津市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮津市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで、」を「第16条各号」に改める。

(宮津市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 3 条 宮津市職員の分限に関する条例(昭和30年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例第20条第1項及び第5項、第20条の2第2号（同条例第21条第5項及び第24条第7項において準用する場合を含む。）、第21条第1項及び第2項第1号並びに第24条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

* * *

宮津市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第5号

宮津市印鑑条例の一部を改正する条例

宮津市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条の見出しを「（印鑑登録原票）」に改め、同条第1項中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改め、同条第1項第4号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第10条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

第12条第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第14条第1項中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第17条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

* * *

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第6号

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第14条を次のように改める。

(保証人及び利率)

- 第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。
- 第15条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項を次のように改める。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第 1 項及び第16条並びに令第 8 条、第 9 条及び第12条の規定によるものとする。
- 第16条を第17条とし、第15条の次に次の章名及び 1 条を加える。

第 5 章 雑 則

(支給審査委員会の設置)

- 第 1 6 条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、宮津市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。
- 2 支給審査委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。
- 3 支給審査委員会の委員は、必要の都度、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第14条の規定及び第15条第 3 項の規定（保証人を削る部分に限る。）は、平成31年 4 月 1 日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害による災害援護資金の貸付けは、なお従前の例による。
- (宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第117号中「第60号」を「第62号」に改め、同号を同表第119号とし、同表中第45号から第116号までを 2 号ずつ繰り下げ、第44号の次に次の 2 号を加える。

(45) 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給 審査委員会の会長	同 20,000円
(46) 同委員	同 17,200円又は7,500円

別表備考 1 中「第88号から第116号まで」を「第90号から第118号まで」に改め、同表備考 2 中「第71号、第88号から第112号まで及び第114号から第116号まで」を「第73号、第90号から第114号まで及び第116号から第118号まで」に改め、同表備考 3 及び備考 4 中「第109号」を「第111号」に改める。

* * *

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 7 号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改

正する条例

(宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項中「別表第1のとおりとする」を「次の各号に定めるところによる」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の3号を加える。

- (1) 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 0円
- (2) 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次号及び第5条において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。) 0円
- (3) 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。) 別表第1の区分により定めた額。ただし、利用者負担の額が、法第27条第3項第1号、第28条第2項各号、第29条第3項第1号又は第30条第2項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額を利用者負担の額とする。

第3条第2項中「前項」を「前項第3号」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「別表第1の1の項の表第4階層又は」を削り、「別表第1の2の項の表」を「別表第1の」に改める。

第4条第1項中「市立幼稚園(宮津市立幼稚園設置条例(昭和49年条例第28号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)及び」を削り、「保育所をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「教育又は」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「利用者負担」の次に「及び給食費」を加え、同条を第9条とする。

第7条第1項中「利用者負担」の次に「及び給食費」を加え、「教育又は」を削り、同条を第8条とする。

第6条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「市立幼稚園」の次に「(宮津市立幼稚園設置条例(昭和49年条例第28号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(給食費の徴収)

第5条 市長は、市立保育所において保育を受けた子ども(法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。))に限る。)の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、保育において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用(以下「給食費」という。)として、月額5,000円(主食費を500円とし、副食費を4,500円とする。)を徴収するものとする。ただし、規則で定めるところにより、給食費の額の精算及び調整を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費は無料とする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(以下「認定保護者等市町村民税所得割合算額」という。)が57,700円未満(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円未満)の世帯の子ども
- (2) 認定保護者等市町村民税所得割合算額が57,700円以上(子ども・子育て支援法施行令第4条

の」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定を適用する。

3 この表における市町村民税は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税を、9月分から翌年3月分までにあつては当該年度分の市町村民税をそれぞれ適用するものとする。

4 子どもの属する世帯がこの表によるB階層からD5-1階層までに認定された場合で、次に掲げる世帯については、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者

(3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担の額（月額）
B	0円
C	2,200円
D1	3,000円
D2	3,200円
D3	3,700円
D4-1	4,200円
D4-2	
D5-1	4,400円

5 備考4の規定に該当する世帯において特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数人いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから2人目以降については無料とする。

6 子どもの属する世帯がこの表によるB階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

7 子どもの属する世帯がこの表によるC階層からD4-1階層までのいずれかの階層に認定され、特定被監護者等が複数人いる場合（備考5の規定に該当する場合を除く。）におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、当該最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

8 子どもの属する世帯（備考4各号に掲げる世帯を除く。）がこの表によるD4-2階層からD12階層までのいずれかの階層に認定され、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数

人いる場合におけるこの表の適用については、当該小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

(1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

ア 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）

イ 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

ウ 特別支援学校（学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。）

エ 保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

(2) 地域型保育又は特例保育を受ける小学校就学前子ども

(3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

別表第2中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表中「600円」を「450円」に改め、同表備考中「別表第1の1の項の表による第1階層に認定された世帯」を「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯」に改める。

（宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）
第2条 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条」の次に「及び第4条」を加え、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 本市に住所を有し、かつ、法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）が、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）以上169,000円未満である教育・保育認定保護者の18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）のうち、当該最年長の子どもから3人目以降に該当する場合は、当該子どもに係る食事の提供に要する費用（副食費に限る。）は、無料とする。

（宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正）

第3条 宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同項第2号中「法第14条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用者負担等について適用し、同日前の利用に係る利用者負担等については、なお従前の例による。

* * *

宮津市森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年9月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第8号

宮津市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第1項各号に掲げる施策を推進するため、宮津市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、森林環境譲与税及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市水道事業給水条例及び宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第9号

宮津市水道事業給水条例及び宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 宮津市水道事業給水条例(平成10年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項の表中

「

5 開栓又は閉栓手数料	477円	を
-------------	------	---

」

「

5 指定給水装置工事事業者指定更新手数料	10,000円	に改める。
6 開栓又は閉栓手数料	477円	

」

第36条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

(宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条」を「第5条」に改める。

第4条中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第10号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

一般事務補助員	日額	7,000円	を
火葬場作業員	時間額	1,265円	
保育士	日額	7,200円	
保育士(早朝保育等)	時間額	1,161円	
放課後児童クラブ指導員	日額	7,000円	
介護福祉士	同	7,400円	
看護師	同	7,400円	

」

「

一般事務補助員	日額	7,200円
火葬場作業員	時間額	1,295円
保育士	日額	7,400円

」

保育士（早朝保育等）	時間額 1,194円
放課後児童クラブ指導員	日額 7,200円
介護福祉士	同 7,600円
看護師	同 7,600円

に、

「

栄養士	日額 7,400円
保健師	同 7,700円

を

「

栄養士	日額 7,600円
保健師	同 7,900円

に、

「

公園プール監視員	同 1,030円
公園プール監視補助員	同 900円
草刈作業員	同 1,250円以内
養護師	日額 7,200円
用務員	同 7,100円
給食調理員	同 7,100円
幼稚園教諭	同 7,200円
埋蔵文化財調査員	同 8,900円
埋蔵文化財調査補助員	同 8,500円
埋蔵文化財作業員	同 7,700円
埋蔵文化財整理員	同 7,300円
埋蔵文化財整理作業員	同 7,000円

を

「

公園プール監視員	同 1,050円
公園プール監視補助員	同 920円
草刈作業員	同 1,330円以内
養護師	日額 7,400円
用務員	同 7,300円
給食調理員	同 7,300円
幼稚園教諭	同 7,400円
埋蔵文化財調査員	同 9,100円
埋蔵文化財調査補助員	同 8,700円
埋蔵文化財作業員	同 7,900円
埋蔵文化財整理員	同 7,500円
埋蔵文化財整理作業員	同 7,200円

に改め、同表その他の項中「7,700円」

を「7,900円」に、「994円」を「1,019円」に改める。

（宮津市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 宮津市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第115号中「69,500円」を「72,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

規 則

宮津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 1 号

宮津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市印鑑条例施行規則（昭和51年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 4 条（見出しを含む。）、第 5 条、第 6 条及び第 9 条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

附 則

この規則は、令和元年11月 5 日から施行する。

* * *

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 2 号

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 4 条第 1 号中「、性別」を削る。

第 9 条中「すみやかに保証人の連署した別に定める借用書」を「速やかに別に定める借用書（保証人を立てる場合は、保証人が連署した借用書）」に改め、「及び保証人」を削り、「印鑑証明書」の次に「（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」を加える。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(支給審査委員会)

第 1 8 条 条例第16条第 1 項の宮津市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、他の委員の任期が終了するまでの間とする。

2 支給審査委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 支給審査委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

6 支給審査委員会は、委員の 4 分の 3 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 支給審査委員会の議事は、出席した委員の 4 分の 3 以上の多数により決する。

8 支給審査委員会の庶務は、災害弔慰金担当課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 9 条の規定は、平成31年 4 月 1 日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害による災害援護資金の貸付けは、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第14号

宮津市プレミアム付商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和元年9月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市プレミアム付商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費税及び地方消費税の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、及び下支えするため、低所得者及び子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行、販売等の事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、本市が販売するプレミアム付の商品券をいう。
- (2) 購入引換券 プレミアム付商品券を購入するために、本市が次条に規定する購入対象者に対して発行する引換えを行うための文書をいう。
- (3) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (5) 受託事業者 この要綱の事業の委託業務として、特定事業者の募集、管理及び使用済プレミアム付商品券の換金等に関する業務を本市から受託した者をいう。

(購入対象者)

第3条 プレミアム付商品券を購入することができる者（以下「購入対象者」という。）は、扶養外住民税非課税者及び子育て世帯主とする。

2 前項の扶養外住民税非課税者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成31年1月1日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていた者（同日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、同日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、平成31年1月2日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和元年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定により課する所得割を除く。以下この号において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、購入対象者としな

- (1) 平成31年1月1日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であった者（同日において保護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (2) 平成31年1月1日において、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

- 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者であった者（同日において支援給付の支給が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (3) 平成31年1月1日において、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者であった者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者であって、同日において援護加算の認定を停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
- (4) 平成31年1月1日において、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けていた者（同日において援護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (5) 平成31年1月1日から購入引換券の交付が決定される日（以下「交付決定日」という。）までの間に死亡した者
- (6) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表上欄に掲げる者に該当しないもの
- 4 平成31年1月1日において、次の各号のいずれかに該当する児童等（同日において満18歳に満たない者（以下「児童」という。）及び同日において満18歳以上満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（疾病その他やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。以下「児童以外の者」という。）をいう。以下同じ。）については、第2項第1号の要件の適用に当たっては、当該児童等に対し、次の各号に規定する措置等を実施する施設等が所在する市町村の住民とみなし、第2項第2号の要件の適用に当たっては、当該児童等は、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、同日において、第3号、第4号又は第6号に該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この項において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この項において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童は児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- (1) 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（児童以外の者にあつては、保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、同法の規定により、平成31年1月1日以前から引き続き委託されているものに限る。）
- (2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（児童以外の者にあつては、当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、同法の規定により、平成31年1月1日以前から引き続き入所又は入院している者

- に限る。)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて入所している者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（児童以外の者にあつては、2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、同法の規定により、平成31年1月1日以前から引き続き入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- 5 平成31年1月1日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者（以下「DV避難者」という。）及びその同伴者であつて、同日において本市に住民票を移していないものについては、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たし、その旨を本市に申し出た場合には、第2項第1号の要件の適用に当たっては、当該DV避難者を本市の住民とみなし、第2項第2号の要件の適用に当たっては、当該DV避難者はその配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。
- (2) 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令を含む。）が出されていること。
- (3) 婦人相談所（売春防止法第34条第1項の規定による婦人相談所をいう。以下同じ。）が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
- (4) 平成31年1月2日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。
- 6 平成31年1月1日において、次の各号のいずれかに該当する者については、第2項第2号の要件の適用に当たっては、当該者はその養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

- (2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- 7 第1項に規定する子育て世帯主は、次の各号に掲げる基準日に応じて、当該各号に定める期間に出生した者（以下「対象児童」という。）の属する世帯の世帯主であつて、当該基準日（以下単に「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたがいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後に初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）をいう。
- (1) 令和元年6月1日 平成28年4月2日から令和元年6月1日まで
- (2) 令和元年7月31日 令和元年6月2日から同年7月31日まで
- (3) 令和元年9月30日 令和元年8月1日から同年9月30日まで
- 8 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象児童としない。
- (1) 基準日から交付決定日までの間に死亡した者
- (2) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- 9 第7項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなす。
- (1) 基準日から交付決定日までの間に死亡した者
- (2) 交付決定日において、国外に転出している者
- (3) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- 10 前3項の規定にかかわらず、対象児童が基準日又は交付決定日において、第4項各号のいずれかに該当する場合は、当該対象児童を購入対象者とする。ただし、基準日において、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る子育て世帯主としない。
- 11 第7項から第9項までの規定にかかわらず、対象児童が第5項に規定するDV避難者の同伴者である場合であつて、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第5項第1号の要件を満たし、かつ、同項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たし、その旨を当該DV避難者が本市に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を本市の住民とみなす（当該DV避難者及び当該対象児童が本市の住民でない場合に限る。）とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象者とする。
- （プレミアム付商品券の販売等）
- 第4条 プレミアム付商品券の販売額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 扶養外住民税非課税者1人につき、2万5千円分のプレミアム付商品券 2万円
- (2) 子育て世帯主1人につき、2万5千円に当該対象世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額分のプレミアム付商品券 2万円に当該対象児童の数を乗じた金額
- (3) 前条第10項の規定により購入対象者となる対象児童1人につき、2万5千円分のプレミアム付商品券 2万円
- (4) 前条第11項の規定により購入対象者となるDV避難者1人につき、2万5千円に当該DV避難者に同伴する対象児童の数を乗じた金額分のプレミアム付商品券 2万円に当該対象児童の数を乗じた金額
- 2 プレミアム付商品券の販売単位は、1冊当たり4千円とする。

- 3 プレミアム付商品券の1枚当たりの額面は、1千円とする。
 - 4 第1項各号に掲げる販売については、分割による販売も可能とする。
(プレミアム付商品券の使用範囲等)
- 第5条 プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。
- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までの間とする。
 - 3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
 - 4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
 - 5 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
 - 6 プレミアム付商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 他のプレミアム付商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
(購入引換券の交付申請)
- 第6条 扶養外住民税非課税者の購入対象者のうち、購入引換券の交付を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、宮津市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、令和2年1月17日までに、市長へ提出しなければならない。
(代理人による購入引換券の交付申請)
- 第7条 次に掲げる者は、購入希望者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる。
- (1) 平成31年1月1日における購入希望者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた輔助人をいう。）
 - (3) 親族その他の平素から購入希望者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの
- 2 市長は、前項の代理人が同項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
(購入引換券の交付の決定)
- 第8条 市長は、第6条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、購入引換券の交付を決定し、当該購入対象者に対し購入引換券を交付するものとする。
- 2 第3条第4項に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき同項に規定する保護者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（本市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
 - 3 第3条第5項に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、基準日における住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（申出が、当該者の基準日における住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
 - 4 第3条第6項に規定する者については、当該者分の購入引換券につき同項に規定する養護者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（本市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
 - 5 市長は、第6条の規定にかかわらず、第3条第7項の対象世帯主、同条第10項の規定により購入

対象者となる対象児童及び同条第11項の規定により購入対象者となるDV避難者に対して、購入引換券を交付する。

(転入者による購入引換券の引換申請)

第9条 本市に転入した購入対象者が本市にプレミアム付商品券の引換の申請をするときは、他の市町村により交付された購入引換券を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等本人を確認できる書類を提出又は提示を求めること等市長の指定する方法により、購入対象者が当該購入対象者本人であることを確認するものとする。

(プレミアム付商品券の販売窓口)

第10条 プレミアム付商品券を販売する窓口は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宮津市役所健康福祉部(宮津市福祉・教育総合プラザ内)
- (2) 栗田郵便局、由良郵便局、吉津郵便局、天橋立郵便局、日置郵便局及び岩ヶ鼻郵便局

(プレミアム付商品券の販売)

第11条 購入引換券の交付を受けた購入対象者、その代理人又は使者は、前項に規定する窓口において当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等市長が別に定める本人を確認できる書類の提出又は提示を求めること等市長が別に定める方法により、当該購入対象者、その代理人又は使者が本人であることを確認するものとする。ただし、購入対象者の代理人又は使者については、代理権等を示す書類を提示する等市長が別に定める方法により、当該購入対象者の代理人又は使者であることを確認するものとする。

2 プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に第4条第2項の販売単位1冊当たり1回、市長が別に定める確認印を押印し、5回押印した後の購入引換券は回収する。

3 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年1月31日までとする。

(特定事業者の登録等)

第12条 受託事業者は、別に定める募集要項により特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者審査結果通知を交付するものとする。

2 市内の商店街振興組合(商工会、事業協同組合等をいう。)は、その構成員である事業者に代わって、前項に規定する応募をすることができる。

(特定事業者の責務)

第13条 特定事業者は、前条第1項の募集要項に定める事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてプレミアム付商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- (2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 本市と適切な連携体制を構築すること。

2 受託事業者は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、本市と協議の上、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第14条 市長は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、受託事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 特定事業者は、受託事業者に対し、特定事業者であることを証明する書類等を提示するとともに、特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を令和2年3月10日までに申し出なければならない。

3 換金の方法は、受託事業者から特定事業者の預金口座への振替の方法により行うものとする。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

第15条 市長は、この要綱の事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第16条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第6条に規定する申請期限までに当該申請が行われなかった場合、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による交付決定を行った後、交付申請書の不備等により、本市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第17条 市長は、購入引換券の交付後であって令和2年3月31日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入した後、かつ、プレミアム付商品券を使用する前にあっては、返還対象者にプレミアム付商品券の返還を求め、プレミアム付商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム付商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(3) 返還対象者がプレミアム付商品券を使用した後については、返還対象者にプレミアム付商品券を使用した額のうち、国の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続きプレミアム付商品券や購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

————— * * * —————

宮津市告示第15号

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月10日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成27年告示第129号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「交付単価」の次に「（別表第2に掲げる加算措置に該当する場合は、同表に定める額を加算した額を交付単価とする。）」を加え、同条第2項を削る。

別表第1備考中「第4条第2項」を「別表第2」に改める。

別表第2中「実施要領第6の3のイの（ア）」を「実施要領第6の3の（2）のイの（ア）」に改め、同表に次の1表を加える。

4 地域営農体制緊急支援試行加算（実施要領第6の3の（2）のイの（ウ）に規定する人材活用体制整備型に係る地域営農体制緊急支援試行加算をいう。）

地 目	10アール当たりの交付単価
田	3,000円
畑	3,000円

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第4条、別表第1備考及び別表第2の規定は、令和元年度の交付金から適用する。

————— * * * —————

宮津市告示第16号

宮津市公印のうち市長印凸版の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

令和元年9月10日

宮津市長 城崎雅文

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市長印凸版 市長名をもって発する文書 (宮津市プレミアム付商品券購入引換券)	令和元年9月10日

* * *

宮津市告示第17号

宮津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要綱を次のように定める。

令和元年9月12日

宮津市長 城崎雅文

宮津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」（平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が基準日の翌日以後に死亡した場合は、基準日において当該支給対象者の監護等児童であった者を支給対象者とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき17,500円とする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和元年12月2日までに、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金

の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第18号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

令和元年9月20日

宮津市長 城崎雅文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印 市長名をもって発する文書 (宮津市プレミアム付商品券交付決定通知書) (宮津市プレミアム付商品券不交付決定通知書) (宮津市プレミアム付商品券の交付について)	令和元年9月20日

* * *

宮津市告示第19号

宮津市林業振興センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市林業振興センター条例施行規則（平成11年規則第28号）第5条第3項の規定により告示する。

令和元年9月20日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

使用場所及び区分	利 用 料 金 の 額
研修室	1時間につき310円
冷房料	1時間につき310円
暖房料	1時間につき310円

2 適用年月日

令和元年10月1日とし、同日以後の施設の使用に係る利用料金で同日以後に納付するものについて適用する。

* * *

宮津市告示第20号

宮津会館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津会館条例施行規則（昭和63年規則第7号）第6条第3項の規定により告示する。

令和元年9月20日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

(1) 宮津会館利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	平日	64,110円	22,620円	31,420円
	土曜日、日曜日及び休日	77,000円	27,230円	37,710円
ホワイエ (1階又は2階)	平日	16,130円	5,550円	7,540円
	土曜日、日曜日及び休日	19,380円	6,700円	9,110円
ホワイエ (全階)	平日	21,370円	7,540円	10,050円
	土曜日、日曜日及び休日	25,660円	9,110円	12,990円

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、1時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前9時から 午後10時まで	午前9時から午後 1時まで又は 午後1時から午後 5時まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	平日	11,900円	4,520円	6,280円
	土曜日、日曜日及び休日	14,300円	5,440円	7,540円
ホワイエ (1階又は2階)	平日	2,990円	1,110円	1,500円
	土曜日、日曜日及び休日	3,590円	1,340円	1,820円
ホワイエ (全階)	平日	3,960円	1,500円	2,010円
	土曜日、日曜日及び休日	4,760円	1,820円	2,590円

備考

- 1 大ホールについては、舞台及び楽屋の利用に限定し、客席の利用はしない。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用が無い場合に限る。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで

大ホール	冷房料	4,710円	1,880円	1,880円
------	-----	--------	--------	--------

備考

- 1 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、1時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

(3) 付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	展示用パネル	1枚	100円	
	金びょうぶ	1双	1,570円	
	グランドピアノ	1台	11,520円	調律別
	所作台	一式	3,140円	
	平台	一式	1,040円	
	演台	1台	520円	
	司会者用演台	1台	310円	
	花台	1台	100円	
	花瓶	1個	100円	
	演壇	1台	200円	
	指揮者台	1台	310円	
	指揮者譜面台	1台	310円	
	高座座布団	1枚	200円	
	紗幕	1枚	1,040円	
	奏者譜面台	1台	100円	
	スモークマシン	1台	2,090円	
	映写スクリーン	1枚	520円	
	地がすり	1枚	520円	
	毛せん	1枚	310円	
	上敷	1枚	100円	
コントラバス椅子	1脚	100円		
照明設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料	
	照明(A)セット	一式	5,230円	ボーダーライト 2列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式
	照明(B)セット	一式	20,950円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾンライト 1列 アッパーホリゾンライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 2列
	サスペンションライト	1灯	200円	
	エフェクトマシン	一式	3,140円	
	平凸ベビーライト	1台	520円	
	E・Sスポットライト	1台	520円	
	ホリゾンライト (ロア又はアッパー)	各1列	2,610円	
	シーリングライト	一式	2,090円	
	フロントサイドライト	一式	2,090円	
	フットライト	1列	1,040円	
	フットスポットライト	一式	1,040円	
	ピンスポットライト	1台	2,090円	

	ステージサイドライト	1台	1,040円		
	ボーダーライト	1列	2,090円		
	ミラーボール	1台	520円		
	波マシン	1台	1,040円		
	オーロラマシン	1台	1,040円		
	ストロボマシン	1台	1,040円		
	星球	一式	1,040円		
	ライトスタンド	1本	100円		
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー	
	チャンネル	1チャンネル	1,040円		
	PA装置8チャンネル (マイク付)	一式	15,710円		
	テープレコーダー	オープン	1台	3,140円	
		カセット	1台	1,570円	
	プレーヤー	レコード	1台	1,570円	
		コンパクトディスク	1台	1,570円	
		ミニディスク	1台	2,090円	
	マイクロホン	ダイナミック型	1本	730円	チャンネル料別
		コンデンサ型	1本	1,570円	
		ワイヤレス	1本	2,090円	
		エレベーター (ダイナミック型付)	1本	2,090円	
		吊マイク装置 (マイク別)	一式	1,570円	
	マイクスタンド	1本	100円		
	スピーカー	ステージ用	1台	520円	
モニター用		1台	1,040円		
カラム		1台	2,090円		
エフェクト装置	一式	1,040円			
反射板装置	一式	5,230円			
持込器具	1kw	310円			

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 3 照明用色フィルター、録音用テープ、ミニディスク及びスモーク液の提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	2,304円	
	平台	一式	208円	
	奏者譜面台	1台	20円	

照明設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料	
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー
	モニタースピーカー	1台	208円	
	反射板装置	一式	1,046円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

2 適用年月日

令和元年10月1日とし、同日以後の施設の使用に係る利用料金で同日以後に納付するものについて適用する。

* * *

宮津市告示第21号

宮津市B&G海洋センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市B&G海洋センター条例施行規則（平成29年規則第24号）第5条第3項の規定により告示する。

令和元年9月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
高校生以下	1,010円	1,520円	1,520円	3,660円
一般	2,030円	3,050円	3,050円	7,330円

備考

- 1 区分は、主たる使用者により行う。
- 2 「高校生」とは、高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生及びこれらの者に準じる者をいう。
- 3 「一般」とは、高校生以下の者以外の者をいう。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 5 使用時間の繰り上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(2) 体育館冷暖房装置利用料金

区分	利用料金
冷房料	1時間につき 1,010円
暖房料	1時間につき 1,010円

2 適用年月日

令和元年10月1日とし、同日以後の施設の使用に係る利用料金で同日以後に納付するものについて適用する。

* * *

宮津市告示第22号

宮津漁師町観光商業センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津漁師町観光商業センター

条例施行規則（平成30年規則第 1 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

令和元年 9 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
飲食・物販・加工施設	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2,420円
体験工房	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,110円

2 適用年月日

令和元年10月 1 日

————— * * * —————

宮津市告示第23号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成 4 年規則第13号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和元年 9 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

運動公園利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額	
施 設	宮津市民球場	1 面	1 時間	1,880 円	
	宮津市民グラウンド	全 面	1 時間	620 円	
		1/2 面	1 時間	410 円	
	宮津市民テニスコート	第 1	1 面	1 時間	520 円
		第 2	1 面	1 時間	210 円

1 定期利用団体に登録した団体（1 か月間の使用回数が概ね 3 回以上の団体等であらかじめ指定管理者が登録した団体等をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の 10 分の 8 とする（第 2 テニスコート除く。）。

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の 5 倍の額とする。

付属設備利用料金

区分	使用の単位		利用料金の額
付 属 設 備	宮津市市民球場付属電気施設		一式 1 時間 410 円
	夜間 照明灯	宮津市民グラウンド	全面 1 時間 4,180 円
			南面 1 時間 2,300 円
		宮津市民テニスコート	北面 1 時間 1,880 円
			1 面 1 時間 520 円
	放送設備		一式 1 時間 210 円
	天幕		1 張 1 日 520 円
	長机		1 脚 1 日 50 円
	椅子		1 脚 1 日 30 円
	シャワー		1 回 100 円
コインロッカー		1 回 100 円	

1 定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の 10 分の 8 とする（シャワー、コインロッカー除く。）。

2 適用年月日

令和元年10月 1 日とし、同日以後の施設の使用に係る利用料金で同日以後に納付するものについて適用する。

————— * * * —————

宮津市告示第24号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により特定子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月26日

宮津市長 城崎雅文

1	提供者の名称	学校法人京都北カトリック学園
	施設の名称	宮津暁星幼稚園
	施設の所在地	宮津市字宮本470番地
	確認年月日	令和元年9月25日
	施設等種類	幼稚園（未移行） 預かり保育事業（1日8時間・1年200日を満たす）
2	提供者の名称	森岡 扶規子
	施設の名称	キッズスクール HOP STEP
	施設の所在地	宮津市字万町645番地
	確認年月日	令和元年9月25日
	施設等種類	認可外保育施設
3	提供者の名称	社会福祉法人城東福祉会
	施設の名称	亀ヶ丘保育園
	施設の所在地	宮津市字小川893番地
	確認年月日	令和元年9月25日
	施設等種類	一時預かり事業
4	提供者の名称	社会福祉法人城東福祉会
	施設の名称	みずほ保育園
	施設の所在地	宮津市字宮村1247番地
	確認年月日	令和元年9月25日
	施設等種類	一時預かり事業
5	提供者の名称	社会福祉法人たんぼぼ福祉会
	施設の名称	たんぼぼ保育園
	施設の所在地	宮津市字惣906番地
	確認年月日	令和元年9月25日
	施設等種類	一時預かり事業
6	提供者の名称	社会福祉法人みねやま福祉会
	施設の名称	吉津子ども園
	施設の所在地	宮津市字須津950番地の31
	確認年月日	令和元年9月25日
	施設等種類	預かり保育事業（1日8時間・1年200日を満たす） 一時預かり事業
7	提供者の名称	社会福祉法人みねやま福祉会
	施設の名称	吉津子ども園分園
	施設の所在地	宮津市字波路716番地の3

	確認年月日	令和元年9月25日
	施設等種類	預かり保育事業（1日8時間・1年200日を満たす） 一時預かり事業
8	提供者の名称	社会福祉法人みねやま福祉会
	施設の名称	府中子ども園
	施設の所在地	宮津市字中野557番地の1
	確認年月日	令和元年9月25日
	施設等種類	預かり保育事業（1日8時間・1年200日を満たす） 一時預かり事業
9	提供者の名称	宮津市
	施設の名称	宮津市立宮津幼稚園
	施設の所在地	宮津市字鶴賀2095番地
	確認年月日	令和元年9月26日
	施設等種類	預かり保育事業（1日8時間・1年200日を満たす）
10	提供者の名称	宮津市
	施設の名称	宮津市立栗田幼稚園
	施設の所在地	宮津市字上司261番地の4
	確認年月日	令和元年9月26日
	施設等種類	預かり保育事業（1日8時間・1年200日を満たす）
11	提供者の名称	宮津市
	施設の名称	宮津市ファミリー・サポート・センター
	施設の所在地	宮津市字浜町3012番地
	確認年月日	令和元年9月26日
	施設等種類	子育て援助活動支援事業

* * *

宮津市告示第25号

宮津市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

令和元年9月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の施設の愛称を決定する権利を企業等に付与し、市と企業等とのパートナーシップにより、企業等の地域貢献及び広告の機会を拡大するとともに、施設の魅力の向上及び市の財政の健全化を図るために実施するネーミングライツ事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有施設 市が保有する公共施設をいう。
- (2) ネーミングライツ 市有施設の愛称を命名する権利をいう。
- (3) 企業等 事業者又はこれらの者により構成されたグループをいう。
- (4) ネーミングライツパートナー 市との契約によりネーミングライツを付与された企業等をいう。
- (5) ネーミングライツ事業 ネーミングライツパートナーにネーミングライツを付与し、当該ネー

ミングライツパートナーからその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることをいう。

（基本原則）

第3条 市長は、市有施設の設置の目的に支障を生じさせない範囲によりネーミングライツ事業を実施するとともに、当該市有施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツ事業により市が得たネーミングライツ料については、当該ネーミングライツ事業の対象施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、当該ネーミングライツ事業の対象施設の名称として愛称を使用するものとする。ただし、条例、規則等に規定する当該施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて条例、規則等に規定する名称を使用できるものとする。

（契約を行わない企業等）

第4条 次の各号のいずれかに該当する企業等は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業種の事業を行う者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を行う者
- (3) たばこに関する事業を行う者
- (4) ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する当せん金付証票に係るものを除く。）の事業を行う者
- (5) 私的な秘密事項の調査に関する事業を行う者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (7) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する再生手続又は更生手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (11) 市税を滞納している事業者
- (12) その他市長が特に適当でないと認める者

（施設の選定）

第5条 ネーミングライツ事業を実施する施設の選定は、市長が行う。ただし、選定をしようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。）の場合は、市と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

（愛称の表記方法）

第6条 ネーミングライツパートナーが決定する愛称の表記方法は、施設の設置目的にふさわしく、市民及び施設利用者に親しみやすく、分かりやすいものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (4) 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) その他市長が特に適当でないと認めたもの
- 2 前項に定めるもののほか、愛称の表記方法は、ネーミングライツ事業を実施する施設ごとの募集要項に定めるものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第7条 ネーミングライツの付与期間（以下「付与期間」という。）は、3年以上10年以下の期間とする。ただし、市及びネーミングライツパートナー双方の合意による付与期間の更新を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、施設の性質等に応じた付与期間を設定することができる。

(ネーミングライツパートナーの募集方法)

第8条 市長は、ネーミングライツ事業を実施する施設ごとに、次の各号に掲げる事項を募集要項に定め、原則として公募により企業等を募集するものとする。

- (1) 対象施設の概要（名称、所在地、種類等）
- (2) 愛称の表記方法
- (3) ネーミングライツ料
- (4) ネーミングライツの付与期間
- (5) 費用の負担
- (6) 応募者の資格
- (7) 応募に必要な書類
- (8) 申込手続（申込書の提出方法、募集期間等）
- (9) 優先交渉権者の選定方法
- (10) その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

(審査委員会)

第9条 ネーミングライツパートナーとしての適格性、地域貢献の内容、愛称の親しみやすさ、応募金額等を審査し、優先交渉権者を選定するため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、公有財産の総括を所管する部長及び課長、広報担当課長、屋外広告等担当課長並びに当該施設を所管する部局の部長等及び課長をもって充てる。

3 委員長は、公有財産の総括を所管する部長とし、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 審査委員会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に外部有識者又は施設の関係者の出席を求め、その者の意見又は説明を聴くことができる。

7 委員長は、審査結果を速やかに市長に報告するものとする。

8 審査委員会の庶務は、公有財産の総括を所管する担当課において処理する。

(契約の締結)

第10条 市長は、前条第7項の審査結果に基づき、優先交渉権者としての採用の可否を決定するとともに、応募者に通知するものとする。

2 市長は、優先交渉権者との間で、ネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第11条 契約を締結したネーミングライツパートナーは、市長が指定する期日までに、市長が発行する納入通知書によりネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(ネーミングライツ料の返還)

第12条 市長は、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。

2 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、納入されたネーミングライツ料から契約の締結から解除を行うまでの期間（1月に満たないときは1月とする。）分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとする。

(契約の解除)

第13条 市長は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。
- (2) 法令に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。
- (3) 社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 契約に定める内容に違反したとき。
- (5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、ネーミングライツパートナーに損害等が生じたとしても、市は、その責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、プレミアム付商品券販売収入金の収納の事務を令和元年8月1日から令和2年2月10日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月30日

宮津市長 城崎雅文

収納事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字上司 1398 番地	栗田郵便局
宮津市字由良 2053 番地の 5	由良郵便局
宮津市字須津 733 番地の 11	吉津郵便局
宮津市字江尻 433 番地	天橋立郵便局
宮津市字日置 1254 番地の 1	日置郵便局
宮津市字岩ヶ鼻 46 番地の 1	岩ヶ鼻郵便局

* * *

宮津市告示第27号

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成21年告示第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「一般診断法」の次に「又は精密診断法」を加える。

第8条中「53,000円」を「55,000円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第8条の規定は、令和元年10月1日以後に派遣の申込みがあったものについて適用し、同日前に派遣の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第28号

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和元年10月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱（平成27年告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「受けている場合」を「受けている者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費の給付を受けている者」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、対象者がこの要綱以外の法令等により、通院交通費の給付を受ける場合その他市長が特に必要と認める場合の申請時期等については、市長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の規定は、令和元年9月以後に係る通院交通費について適用する。

* * *

宮津市告示第29号

平成28年4月1日付け宮津市告示第63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

令和元年10月1日

宮津市長 城崎雅文

1 変更した内容

	設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	健康福祉部 社会福祉課	会計課 会計係長	社会福祉課 に所属する 職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニティルーム及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納
変更後	健康福祉部 社会福祉課	会計課 会計係長	社会福祉課 に所属する 職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニティルーム及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納

				くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納 プレミアム付商品券販売収入金の収納
--	--	--	--	--

2 変更年月日 令和元年10月1日

公 告

宮津市公告第20号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年9月3日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第21号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年9月3日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第22号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年9月17日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和元年9月10日付け宮農委第27号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和元年9月20日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和元年9月20日

至 令和元年10月4日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第24号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、平成30年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和元年9月27日

宮津市長 城崎雅文

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況（平成30年度）

部 局	採用者数
市長の事務部局	6人
教育委員会の事務部局	2人
合 計	8人

(2) 部局別職員の退職状況（平成30年度）

部 局	退職者数
市長の事務部局	11人
教育委員会の事務部局	3人
合 計	14人

(3) 部局別職員数の状況

部 局	区 分	平成30年4月1日			(参考)
		職員数	男	女	平成29年4月1日
市長の事務部局		178人	115人	63人	179人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		37人	15人	22人	38人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		11人	10人	1人	11人
合 計		233人	145人	88人	235人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成28年度より、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、能力評価及び業績評価からなる人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 29年度の人件費
13,171,883千円	2,055,581千円	15.6%	2,075,564千円 (14.6%)

※ 平成30年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	319,039円	42.2歳	338,600円	55.3歳	—
(参考)国	329,845円	43.5歳	286,817円	50.7歳	

※ 一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（平成30年度）

区 分	宮津市		(参考) 国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	179,200円	191,100円	179,200円	191,100円
高校卒	147,100円	155,500円	147,100円	155,500円

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	257,140円	332,600円	384,660円
高校卒	230,300円	317,100円	343,900円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	課長補佐 係長 主任	課長	部長	
職員数	14人	30人	50人	44人	25人	9人	172人
構成比	8.1%	17.5%	29.1%	25.6%	14.5%	5.2%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分		月額等		特別措置	
給料	市長	900,000円		—	
	副市長	730,000円			
報酬	議長	430,000円		—	
	副議長	370,000円			
	議員	350,000円			
期末手当			6月期	12月期	年間計
	市長・副市長		1.575月分	1.725月分	3.30月分
	議長・副議長・議員		1.575月分	1.725月分	3.30月分

(7) 主な職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区分	宮津市			(参考) 国		
	支給対象	支給額等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	基準日(6月1日・12月1日)の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度	
		6月期	1.225月分	0.90月分		
		12月期	1.375月分	0.90月分		
		年間計	2.60月分	1.80月分		
		(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有				
※退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	早期・定年	同制度	
		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
		勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
		最高限度額	47.709月分	47.709月分		
(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%~45%加算						
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月額		同制度	
		配偶者	6,500円			
		子	10,000円			
		その他	6,500円			
(加算措置) 16歳~22歳の扶養親族加算 5,000円						
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月額		同制度	
		借家等(最高支給限度額)	27,000円			
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月額		同制度	
		交通用具(自動車等)	(2km) 2,000円~ (60km) 29,400円 駐車場加算 月額3,000円まで			
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額 (月額上限) 55,000円			
管理職手当	課長級以上の管理職員	部長級	給料月額×14%		本府省 課長等 など	130,300円
		課長級	給料月額×10%			

時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5)	同制度
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6)	
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給(全5種類)			全27種類
	代表的なもの	社会福祉業務 1回2,000円 (死亡人収容業務)		
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度

※平成17年4月1日から京都市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。(支給率は、同組合の条例による支給率です。)

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(本庁など標準的なもの)

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考)平成30年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	9.6日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病气休暇	原 因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇(職員の出産時)	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇(職員の結婚時)	7日以内
		忌引(職員の親族死亡時)	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇(夏期の諸行事等)	3日以内(7月～9月)
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	(1年につき) 子が1人:7日、子が2人:10日、 子が3人以上:子の数-2日+10日
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子(3歳未満)の養育		職員の子が3歳に達する日まで

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業・部分休業・育児短時間の取得状況(平成30年度)

育児休業取得者数	うち新規取得者	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数

(2) 自己啓発等休業の取得状況(平成30年度)

大学等 過程の履修	国際貢献 活動
0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数(平成30年度)

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	4人	0人	0人	4人	0人	0人	1人	0人	1人

※「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

7 職員の服務の状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（平成30年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	294件	選挙事務従事他
合 計	294件	

8 職員の退職管理の状況

(1) 職員の再就職の状況（平成30年度）

退職年度	再就職先		
	民間企業	公益財団法人	その他
平成28年度	0件	0件	0件
平成29年度	0件	0件	0件

※管理又は監督の地位にあった職員が退職し、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合は、再就職状況を届け出ることが義務付けられ、当該届出内容を公表するものです。

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成30年度）

研修区分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 (研修講師による開催研修)	337人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 (研修機関等での研修)	84人	京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部7市合同研修他
合 計	421人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成30年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	2件	2件
通勤災害	0件	0件

(2) 職員の福利厚生の実施状況（平成30年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 (地方公務員法第42条)	宮 津 市 職 員 互 助 会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業他
共済制度 (地方公務員法第43条)	京都府市町村 職 員 共 済 組 合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・宿泊事業・貯金事業他）

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成30年度）

区 分	内 容
会員数（平成30年4月1日現在）	334人（うち宮津市職員230人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	29,807,945円
うち宮津市補助金 (補助率)	4,479,178円 (給料月額0.5%（職員負担分と同率）)
宮津市職員互助会一般会計歳出額	17,004,368円
事務費	1,996,024円
福利厚生費	738,207円

事業費	8,655,625円
給付費	5,614,512円

11 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成30年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

水 道 企 業

《 告 示 》

宮津市水道告示第 1 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を令和元年9月20日から令和2年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和元年9月20日

宮津市水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

徴収事務受託者

住 所	氏 名
<省 略>	池 永 佐知子

* * *

宮津市水道告示第 2 号

平成31年4月1日付け宮津市水道告示第7号で告示した水道使用料金の収納事務受託者から事業継承の届出があったので、次のとおり告示する。

令和元年9月24日

宮津市水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

1 変更事項

(1) 受託者の名称

変更前 ヤフー株式会社

変更後 PayPay株式会社

(2) 変更年月日

令和元年9月30日

《 規 程 》

宮津市水道事業管理規程第 1 号

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

宮津市水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「宮津市水道事業給水条例施行規程」の次に「(平成10年水管規程第1号)」を加える。

第4条第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第5条第3号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として法第25条の3第1項第3号イに規定する厚生労働省令で定めるもの」に改め、同号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号中イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の次に次の1条を加える。

(指定の更新)

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定工事業者から指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付するものとする。

第7条第2項第2号中「オ」を「カ」に改める。

第8条第3号中「第7条」を「前条」に改める。

第10条第4号中「第9条」を「前条」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第6条の2第4項において準用する第5条の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。

第11条第1項第3号中「第4条」を「第6条」に改める。

第13条第1号中「第12条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第5号ア中「第4条」を「第6条」に改め、同条第6号中「次の各号」を「次」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

議 会

《規 則》

宮津市議会傍聴規則をここに公布する。

令和元年9月30日

宮津市議会議長 北 仲 篤

宮津市議会規則第1号

宮津市議会傍聴規則

宮津市議会傍聴規則（昭和33年議会規則第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の制限)

第3条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) その他議長が傍聴を不相当と認めた者

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話その他の音が発生する機器は、電源を切り、又は音が発生しないようにすること。
- (5) 録音又は撮影をしないこと。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 秘密会を開く議決があったとき。
- (2) 傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(準用)

第9条 委員会の傍聴については、第3条、第4条及び第6条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

教育委員会

《規則》

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立幼稚園管理に関する規則(昭和49年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第7条中「委員会」を「教育委員会(以下「委員会」という。)」に改める。

第9条の2を削る。

第15条第4項中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同条第6項中「条例第7条第2項」を「宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第14号。以下「条例」という。)第8条第2項」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(一時預かり保育料の減免)

第16条 条例第9条の規定により、一時預かり保育料を減免する場合は、園児の属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合とし、その割合は、委員会が別に定めるところによる。

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、宮津市幼稚園一時預かり保育料減免申請書を委員会に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第16条の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る一時預かり保育料について適用し、同日前の利用に係る一時預かり保育料については、なお従前の例による。

《告 示》

宮津市教育委員会告示第5号

令和元年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月20日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日 時 令和元年9月27日(金)午後4時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第6号

令和元年第6回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年9月20日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日 時 令和元年10月1日(火)午前9時30分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第7号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則(昭和43年教委規則第1号)第5条第3項の規定により告示する。

令和元年9月20日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 利用料金

(1) 中央公民館利用料金

使用場所及び区分		使用時間	利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	
大会議室	2 分の 1 を使用する 場合		3,140円	1,040円	1,250円
	全面を使用する場合		6,280円	2,080円	2,500円
小 会 議 室			2,510円	830円	1,040円
談 話 室			1,360円	520円	620円
和 室			2,200円	730円	830円
体 験 学 習 室			2,510円	830円	1,040円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

(1) 中央公民館冷暖房装置利用料金

使用区分及び場所			使用時間	利 用 料 金		
				全 日	半 日	夜 間
			午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	
大会議室	2 分の 1 を使用する 場合	冷房料	2,200円	730円	830円	
		暖房料	2,200円	730円	830円	
	全面を使用する 場合	冷房料	4,400円	1,460円	1,660円	
		暖房料	4,400円	1,460円	1,660円	
小 会 議 室		冷房料	1,880円	620円	730円	
		暖房料	1,880円	620円	730円	
談 話 室		冷房料	940円	310円	410円	
		暖房料	940円	310円	410円	
和 室		冷房料	1,670円	520円	620円	
		暖房料	1,670円	520円	620円	
体 験 学 習 室		冷房料	1,880円	620円	730円	
		暖房料	1,880円	620円	730円	

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

3 適用年月日

令和元年10月1日とし、同日以後の施設の使用に係る利用料金で同日以後に納付するものについて適用する。

* * *

宮津市教育委員会告示第8号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和元年9月20日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用区分		使用時間	利用料金			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
競技場	全面使用		3,760円	7,520円	9,420円	18,840円
	部分使用	競技場の2分の1を使用する場合	1,880円	3,760円	4,710円	9,420円
		競技場の4分の1を使用する場合	940円	1,880円	2,400円	4,710円
剣道場			940円	1,880円	2,300円	4,710円
柔道場			940円	1,880円	2,300円	4,710円
多目的練習場			1,460円	2,400円	2,610円	5,860円
トレーニング室(1人につき)			310円	310円	310円	—
会議室			620円	830円	1,040円	2,300円
健康体力相談室			410円	620円	830円	1,670円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,850円	申込日から半年
	回数券(11回)	3,140円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金
会議室	冷房料	1時間につき 310円
	暖房料	1時間につき 310円

(3) 付属設備利用料金

区 分		単 位	利用料金	備 考
移動ステージ		一式 1日につき	20,950円	
バレーボール競技用具		1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具		1組 1日につき	200円	
テニス競技用具		1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具		1組 1日につき	1,040円	
ハンドボール競技用具		1組 1日につき	200円	
卓球競技用具		1組 1日につき	200円	
放送設備		一式 1日につき	1,570円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル		1枚 1日につき	100円	
コインロッカー		1回	50円	
電 光 器 具	システムカウンタ ー	1台 1日につき	200円	操作盤
	ショットクロック	1台 1日につき	200円	
	スポーツタイマー	1台 1日につき	200円	
温水シャワー		1回	100円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー及び温水シャワーを除く。)

2 適用年月日

令和元年10月1日とし、同日以後の施設の使用に係る利用料金で同日以後に納付するものについて適用する。

* * *

宮津市教育委員会告示第9号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第6条第3項の規定により告示する。

令和元年9月20日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用区分		使用時間	利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
文化ホール	平日		22,620円	8,170円	11,310円
	土曜日、日曜日及び休日		27,650円	10,050円	13,820円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	平日	4,200円	1,630円	2,260円
	土曜日、日曜日 及び休日	5,130円	2,010円	2,760円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 6 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール		6,280円	2,080円	2,500円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	冷房料	20,950円	8,380円	8,380円

	暖 房 料	15,710円	6,280円	6,280円
--	-------	---------	--------	--------

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分	利 用 料 金		
	全 日	半 日	夜 間
	午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
冷暖房利用	4,400円	1,460円	1,660円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品 名	単 位	利用料金	備 考
舞 台 設 備	金びょうぶ	1 双	1,570円	
	グランドピアノ	1 台	9,420円	調律別
	平台	一式	1,040円	
	演台	1 台	520円	
	司会者用演台	1 台	310円	
	花台	1 台	100円	
	指揮者台	1 台	310円	
	指揮者譜面台	1 台	310円	
	奏者譜面台	1 台	100円	
	映写スクリーン	一式	830円	
	地がすり	1 枚	520円	
	毛せん	1 枚	310円	
照 明 設 備	照明基本セット（ボーダーライト）	1 列	無料	
	照明（A）セット	一式	1,570円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式
	照明（B）セット	一式	5,230円	照明（A）セット 一式 ロアホリゾンライト 1列 アッパーホリゾンライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列

	サスペンションライト	1 灯	100円		
	水平ライト (ロア又はアッパー)	1 列	1,040円		
	シーリングライト	1 列	1,040円		
	フロントサイドライト	一式	1,040円		
	ピンスポットライト	1 台	730円		
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー	
	チャンネル	1チャンネル	1,040円	回線料	
	マイクロホン	ダイナミック型	1本	520円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	830円	
		ワイヤレス	1本	830円	
	マイクスタンド	1本	100円		
	レコーダー	カセットテープ	1台	1,570円	
		ミニディスク	1台	2,090円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,570円		
モニタースピーカー (固定式又は可動式)	各1台	1,040円			
映像設備	スクリーン	一式	830円		
	ビデオプロジェクター	1台	3,350円		
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,570円		
	ビデオテープデッキ	1台	1,040円		
持込器具	1kw	310円			

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間 (各4時間) をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6相当額とする。
- 3 照明用色フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1,884円	
	平台	一式	208円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明設備	照明基本セット (ボウダーライト)	1列	無料	
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー (固定式又は可動式)	各1台	200円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間 (各4時間) をそれぞれ1回として計算する。

- 5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館文化ホールの使用に変

更なる場合のグランドピアノ、照明基本セット（ボーダーライト）の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

令和元年10月1日とし、同日以後の施設の使用に係る利用料金で同日以後に納付するものについて適用する。

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和元年9月3日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 令和元年9月10日（火） 午前8時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議案第16号 非農地証明交付申請の承認について

議案第17号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第18号 農用地利用配分計画に係る意見について

* * *

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和元年10月1日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 令和元年10月8日（火） 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議案第19号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議案第20号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議案第21号 非農地証明交付申請の承認について